岩手県告示第760号

岩手県漁業調整規則（令和２年岩手県規則第66号）第14条第３号の知事が指定する漁業を、次のとおり定める。

令和２年12月25日

岩手県知事　達　増　拓　也

（１）　中型まき網漁業

（２）　小型機船底びき網漁業

（３）　小型まき網漁業

（４）　かじき等流し網漁業

（５）　固定式刺し網漁業

（６）　船びき網漁業

（７）　さんま棒受網漁業

（８）　火光利用敷網漁業

（９）　すくい網漁業

(10)　いか釣り漁業

(11)　かご漁業

(12)　さけはえ縄漁業

(13)　いるか突棒漁業